

### ③ 振動

北九州市では、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。

特定施設を有する特定工場等において発生する振動に対しては、表 3.2-49 のとおり区域の区分に応じて時間帯ごとの規制基準が定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-50 に示すとおりである。

特定建設作業に伴って発生する振動に対しては、表 3.2-51 のとおり基準値及び区域に応じた最大作業時間制限等が定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-52 に示すとおりである。

道路交通振動に対しては、表 3.2-53 のとおり区域に応じて交通規制等の措置を要請する限度が、時間帯ごとに定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-54 に示すとおりである。

これらに関連する規制区域の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域における指定はない。

表 3.2-49 特定工場等において発生する振動の規制基準（北九州市）

区域の区分	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～8 時)
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

平成 18 年北九州市告示第 307 号 より作成

表 3.2-50 北九州市における振動規制（特定工場等）の区域の区分

区域	都市計画法における用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化 調整区域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法第 4 条第 1 項による同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準」（平成 18 年 北九州市告示第 307 号） より作成

表 3.2-51 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大 作業時間数	最大 連続作業日数	作業禁止日
1号区域	75dB	19～7時	10時間/日	6日	日曜日及び休日
2号区域		22～6時	14時間/日		
備考					
1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域 イ：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 ロ：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。 ハ：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。 ニ：学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。 2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域					

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）より作成

表 3.2-52 北九州市における振動規制（特定建設作業）の区域の区分

区域の区分	都市計画法における用途地域
1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
2号区域	工業地域 注：但し、そのうち、学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。（1号区域に該当。）

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定」（平成18年北九州市告示第308号）より作成

表 3.2-53 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB
備考 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号) より作成

表 3.2-54 北九州市における振動規制(道路交通振動)の区域の区分

区域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分」(平成18年北九州市告示第309号) より作成

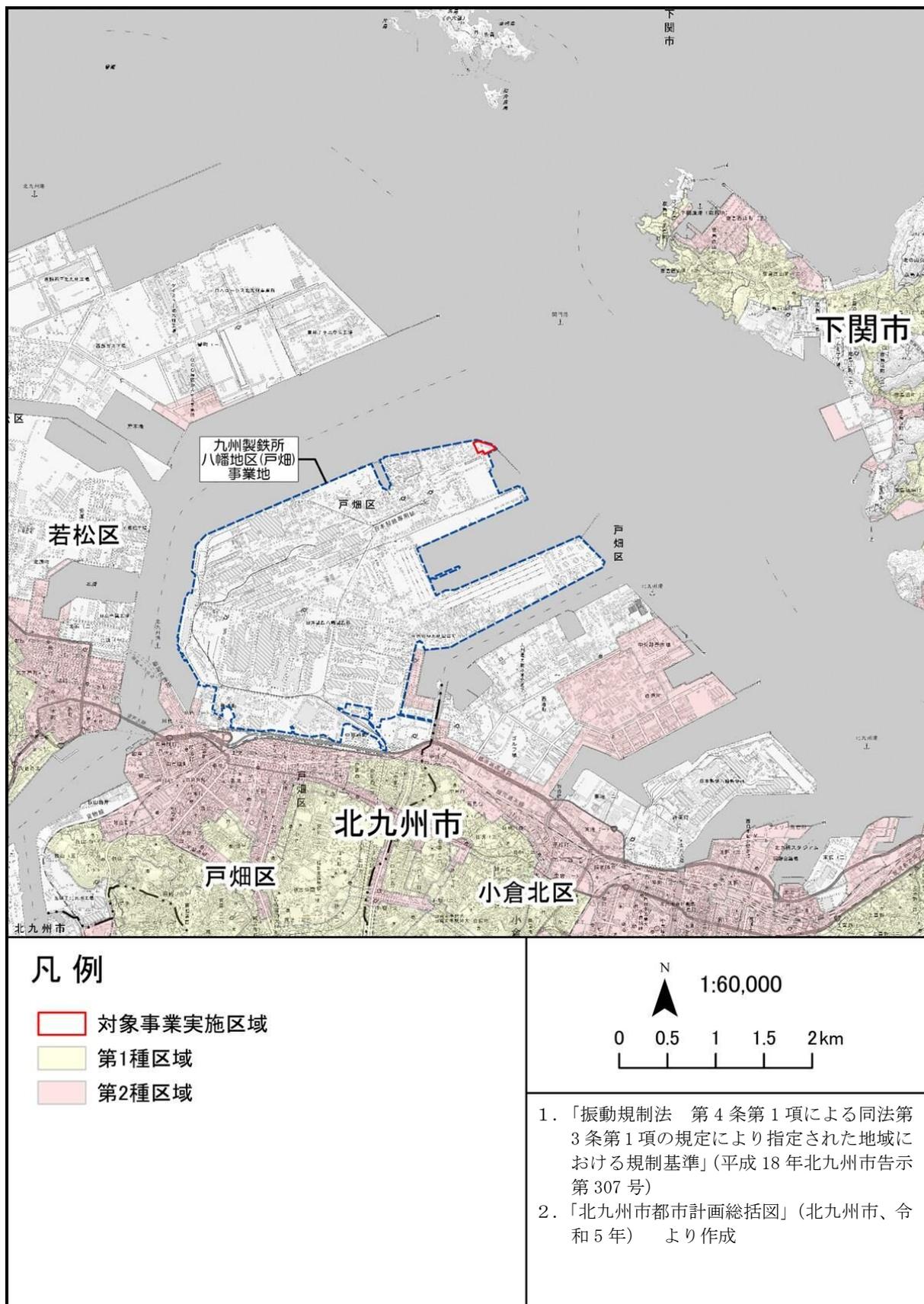


図 3.2-14 (1) 振動規制法に基づく規制区域 (特定工場等)

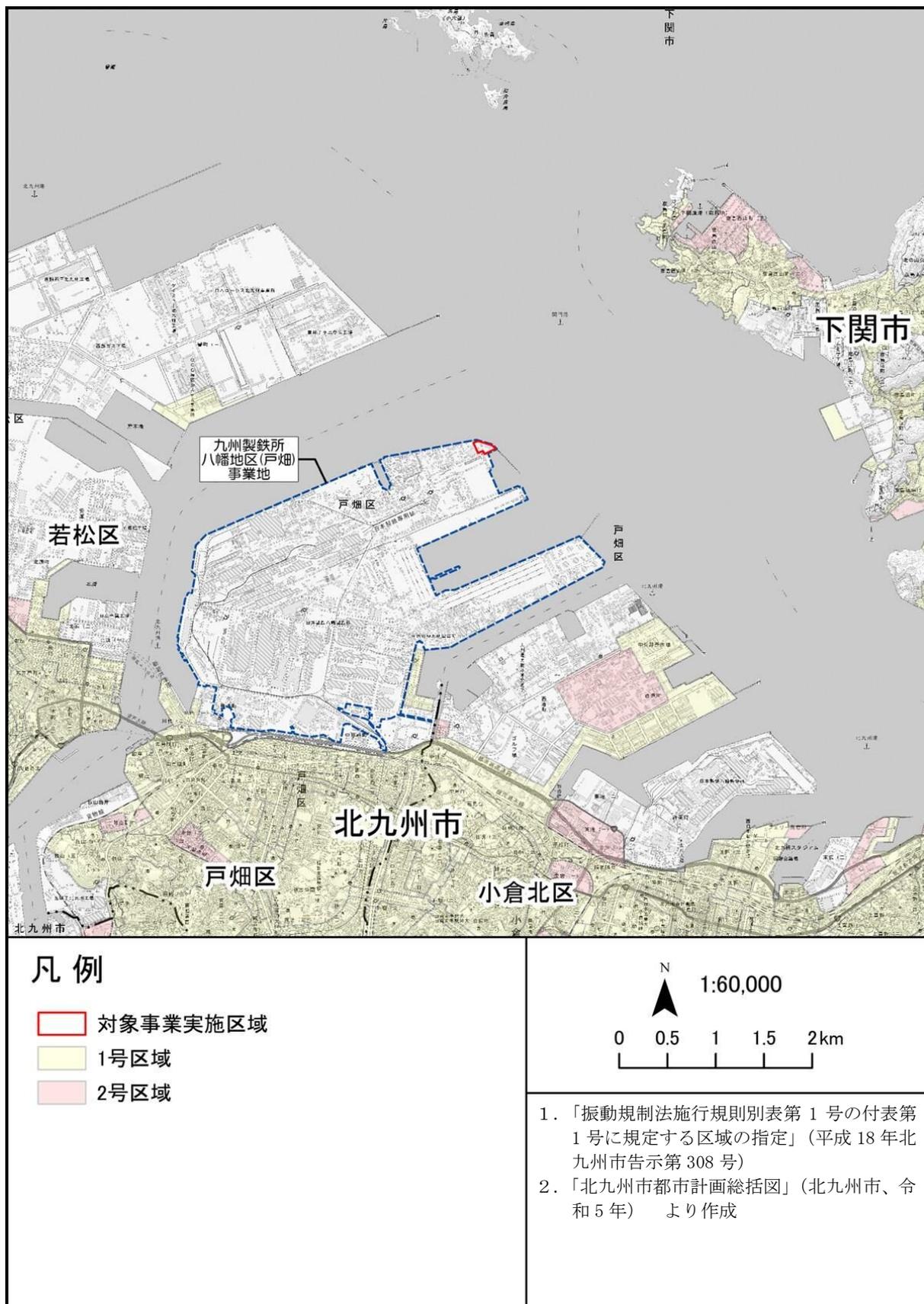


図 3.2-14 (2) 振動規制法に基づく規制区域 (特定建設作業)

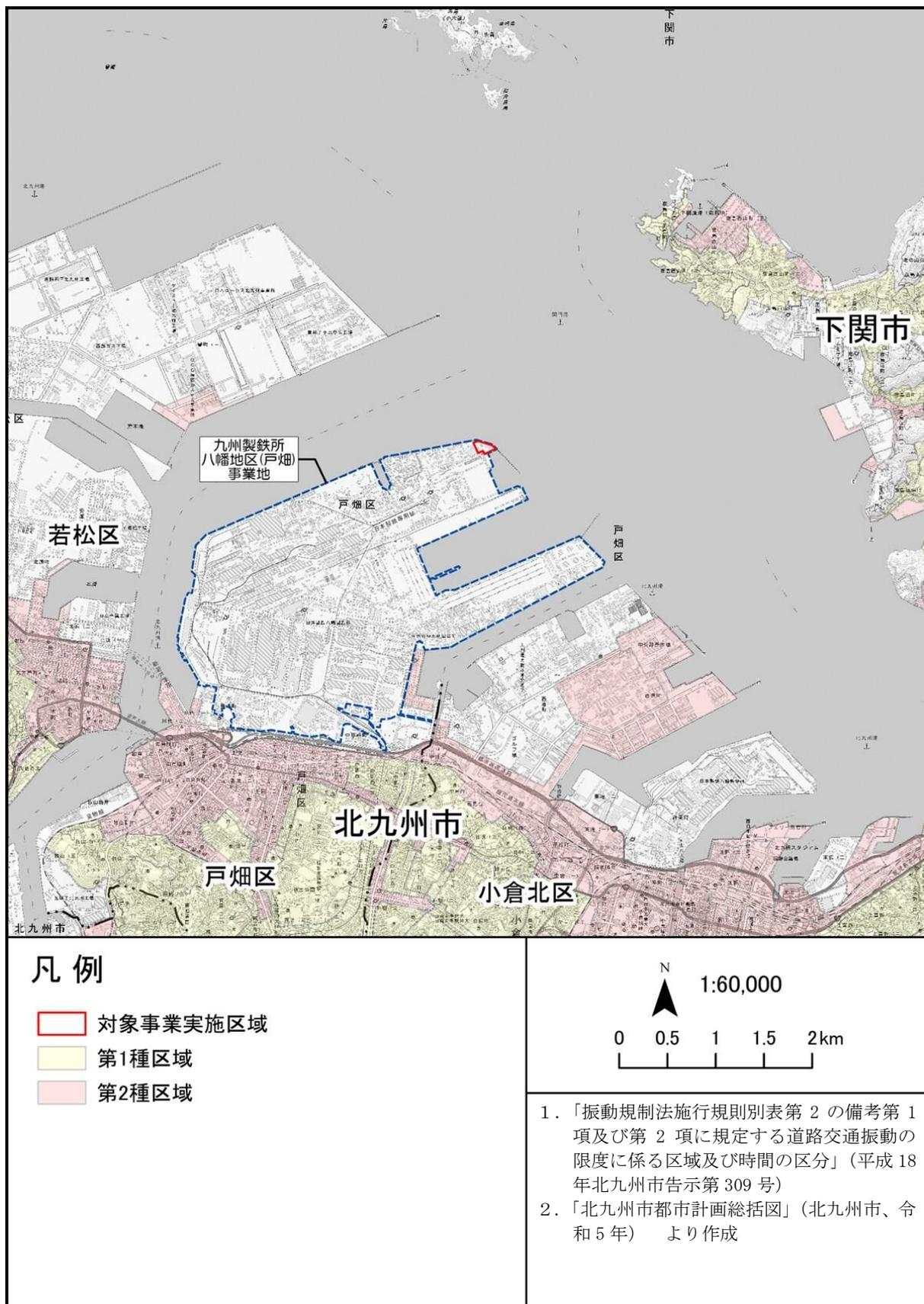


図 3.2-14 (3) 振動規制法に基づく規制区域 (道路交通振動)

#### ④ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、北九州市は全域を規制地域に指定している。規制対象の特定悪臭物質は、表 3.2-55 のとおりであり、敷地境界(第 1 号規制)においては 22 物質、気体排出口(第 2 号規制)においては 13 物質、排出水中(第 3 号規制)においては 4 物質について規制している。

表 3.2-55 特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界 (第1号規制)	排出水中 (第3号規制)		気体排出口 (第2号規制)
	(ppm)	排出水量 (m <sup>3</sup> /秒)	規制基準 (mg/L)	規制の有無
メチルメルカプタン	0.002	0.001 以下	0.03	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.007	
		0.1 を超過	0.002	
硫化水素*	0.02	0.001 以下	0.1	有
		0.001 を超え 0.1 以下	0.02	
		0.1 を超過	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001 以下	0.3	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.07	
		0.1 を超過	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001 以下	0.6	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.1	
		0.1 を超過	0.03	
トリメチルアミン*	0.005	—	—	有
アンモニア*	1.0	—	—	有
ノルマル酪酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド*	0.05	—	—	有
ノルマルブチルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド*	0.02	—	—	有
ノルマルバレルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソバレルアルデヒド*	0.003	—	—	有
イソブタノール*	0.9	—	—	有
酢酸エチル*	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン*	1.0	—	—	有
トルエン*	10.0	—	—	有
キシレン*	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

注：1. 「\*」は、気体排出口における規制対象物質（第2号規制）であり、第1号規制基準を基に事業場ごとの気体排出口の高さにより算出する。

2. 「—」は、規制基準が設定されていないことを示す。

1. 「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、令和3年3月25日最終改正）

2. 「令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和6年）より作成

#### ⑤ 水質汚濁

水質汚濁に係る規制は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」（昭和 46 年北九州市条例第 54 号）に定める指定施設を有する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）からの排出水に対して、排水規制及び総量規制が行われている。特定事業場からの排出水に係る規制基準（全国一律に適用される排水基準）は、表 3.2-56 のとおりである。

また、福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号）により、水質汚濁防止法特定事業場を対象に上乘せ排水基準が定められている。

表 3.2-56 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メルパチオン、メルジメトン及び EPN に限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mgB/L
	海域に排出されるもの	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mgF/L
	海域に排出されるもの	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
<p>1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際現にゆう出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号) より作成

表 3.2-56 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考		
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>注：1. 「環境大臣が定める湖沼」＝昭 60 環告 27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>2. 「環境大臣が定める海域」＝平 5 環告 67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>		

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成

⑥ 水底の底質

水底の底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）により、水底の土砂に係る判定基準が定められている。水底の土砂に係る判定基準は表 3. 2-57 のとおりである。

表 3.2-57 水底の土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液 1L につき	水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき	カドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき	鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき	有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき	六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につき	ひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1L につき	シアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき	ポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき	銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき	亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につき	ふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき	トリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき	テトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	ベリリウム又はその化合物 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につき	クロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	ニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	バナジウム 1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1kg につき	塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき	ジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき	四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	1,1-ジクロロエチレン 0.2mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
チウラム	検液 1L につき	チウラム 0.06mg 以下
シマジン	検液 1L につき	シマジン 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき	チオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき	ベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につき	セレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき	1,4-ジオキサソ 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につき	ダイオキシン類 10pg-TEQ 以下
備考：1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。 2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、平成29年6月12日最終改正）

より作成

⑦ 土壌汚染

土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域に係る指定基準が表 3.2-58 に示すとおり定められている。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件が表 3.2-59 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周辺には、要措置区域は存在しないが形質変更時要届出区域が複数分布している。

表 3.2-58 (1) 土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチル トシ及び EPN に限る。)	検液中に検出されないこと。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成

表 3.2-58 (2) 土壤汚染対策法に基づく土壤含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号) より作成

表 3.2-59 農用地土壤汚染防止法に基づく指定要件

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域またはそのおそれが著しいと認められる地域であること。
銅及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壤に含まれる銅の量が土壤 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域であること。
砒素及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壤に含まれる砒素の量が土壤 1kg につき 15mg 以上であると認められる地域であること。

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 204 号) より作成

#### ⑧ 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周辺には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく、地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

なお、本事業の実施に伴う地下水の採取は行わない。

#### ⑨ 廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、排出する事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。

本事業の工事中及び運転開始後に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)に基づき発生量の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難なものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき適正に処理する計画である。

#### ⑩ ダイオキシシン類

ダイオキシシン類については、「ダイオキシシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準等が定められている。

本事業で設置する焙焼キルン炉は特定施設に該当し、表 3.2-60 の排出基準が適用される。

表 3.2-60 特定施設(大気基準適用施設)及び排出基準

特定施設	施設規模	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
亜鉛回収の用に供する(原料として製鋼用電気の集じん灰を使用するものに限る。)焙焼炉、焼結炉、溶解炉、溶鋳炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上	1

「ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく届出」(北九州市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)より作成

#### ⑪ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号)により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量の届出が義務付けられている。

なお、本事業では特定化学物質は使用しない。

#### ⑫ 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年建設省経建第 3 号)により、建設工場の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。

#### ⑬ 温室効果ガス

二酸化炭素等の温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)により、事業活動等に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者として政令で定めるもの(以下、「特定排出者」という。)は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

本事業の事業者は特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。

3) その他環境保全計画等

① 北九州地域公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、知事が策定する計画であり、対象事業実施区域が位置する北九州市では、昭和 47 年度に策定され、各種公害防止施策が講じられてきた。

計画に基づく様々な取組により、地域の環境質は大きく改善されたが、周防灘等の水質汚濁など改善すべき課題も残っており、引き続き公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから平成 23 年度に令和 2 年度を目標とする新たな公害防止計画が策定された。概要は表 3.2-61 のとおりである。

なお、立法当初の目的が達成されたとして令和 2 年度末に「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）」は失効した。一方で引き続き公害対策の必要がある一部の地域については、公害財特法の失効後 5 年間（令和 3～7 年度）の財政措置が行われている。

表 3.2-61 北九州地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画期間	平成23年度から令和2年度までの10年間
主要課題	①響灘及び周防灘海域、及び豊前地先海域の水質汚濁の防止を図る ②洞海湾（川代泊地）のダイオキシン類による底質の汚染の防止を図る
公害防止対策事業	以下に定める事業は、北九州地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけるものである。 1. 下水道の設置又は改築の事業 (1)北九州市公共下水道における終末処理場の改築 (2)北九州市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。) 2. しゅんせつ、導水等の事業 (1)洞海湾（川代泊地）におけるしゅんせつ及び覆土

「北九州地域公害防止計画」（福岡県、平成 24 年 3 月）より作成

② 北九州市環境基本計画

北九州市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年10月に北九州市環境基本計画（以下、計画）を策定し、以降2度の改定を経て、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となり、「世界の環境首都」の実現に向けた取組を進めてきた。

このような中、近年の社会動向の変化や新たな課題に対応しつつ、引き続き、市民の安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な社会を実現するため、令和12年度（2030年度）までを計画期間とした計画を令和6年10月18日に策定（改定）した。北九州市環境基本計画の概要は表3.2-62のとおりである。

表 3.2-62 北九州市環境基本計画

項目	概要
計画期間	令和6年度から令和12年度までの7年間
基本理念	「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ
政策目標	重点的に取り組む4つの政策目標は以下のとおり 政策目標Ⅰ 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現 政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築 政策目標Ⅲ 生物多様性の増進と環境保全の推進 政策目標Ⅳ 環境国際ビジネス拠点化の推進
基本施策	各政策目標に対する基本施策は以下のとおり 政策目標Ⅰ 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現 (1) エネルギーの脱炭素化 (2) イノベーションの推進 (3) 脱炭素型ライフスタイルの推進 (4) ゼロカーボンドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進 政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築 (1) 家庭ごみの減量・リサイクルの推進 (2) 事業系ごみの減量・リサイクルの推進 (3) 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進 (4) サーキュラーエコノミーの社会実装の推進 政策目標Ⅲ 生物多様性の増進と環境保全の推進 (1) 自然の適切な保全と回復 (2) 自然を活用した多様な課題の解決 (3) 自然を大切にする価値観の形成 (4) 都市環境の保全 (5) 化学物質や有害物質の適正管理、適正処理 政策目標Ⅳ 環境国際ビジネス拠点化の推進 (1) 企業への支援機能の強化 (2) 環境国際協力の基盤強化 (3) 国内外の関係機関等との連携 (4) 戦略的な広報の推進 (5) アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化

「北九州市環境基本計画」(北九州市、令和6年10月) より作成

### ③ 北九州市地球温暖化対策実行計画

北九州市では、平成 28 年 8 月に「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を策定し、その後、令和 3 年 8 月に同計画を改定した「北九州市地球温暖化対策実行計画」を策定した。本計画には、地球温暖化対策をこれまで以上に加速させる各種施策が示されている。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）として、また、気候変動適応法第 12 条に規定される地域気候変動適応計画として位置づけられている。北九州市地球温暖化対策実行計画の概要は、表 3.2-63 のとおりである。

表 3.2-63 北九州市地球温暖化対策実行計画

項目	概要
計画期間	令和3年（2021年）から令和12年（2030年）まで
基本理念	「真の豊かさ」にあふれるまち
目標	『環境と経済の好循環による脱炭素化を軸に、都市や企業の価値・競争力を高め、快適で災害にも強く、誰もが暮らしやすい社会』の実現
基本施策	<p>温室効果ガスの排出量の削減に向けた目標・施策は以下のとおり</p> <p>①2050年（目指すべき姿：ゴール）北九州市の「ゼロカーボンシティ」（市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの脱炭素化</li> <li>・イノベーションの推進</li> <li>・ライフサイクルの変革</li> <li>・気候変動に適応する強靱なまち</li> <li>・国際貢献（「北九州市モデル」を構築・展開し、脱炭素社会のいつ現に地球規模で貢献）</li> </ul> <p>②北九州市グリーン成長戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー分野：脱炭素エネルギーの戦略的な確保</li> <li>・イノベーション分野：イノベーションの推進（財政面・制度面での起業支援）</li> </ul> <p>③2030年度（達成目標：ターゲット）部門別の緩和策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭部門：省エネ機器の普及、省エネ住宅・建築物の普及</li> <li>・運輸部門：次世代自動車の普及</li> <li>・産業部門：省エネの推進、再エネ最大導入</li> </ul>

「北九州市地球温暖化対策実行計画」（北九州市、令和 3 年）より作成

#### ④ 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

福岡県では、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、福岡県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち福岡県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を示した「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」（令和 6 年 2 月）を策定（計画期間は、令和 5 年から概ね 10 年）しており、概要は表 3.2-64 のとおりである。

本計画は、瀬戸内海の環境を保全するための目標及びその目標を達成するために講ずべき施策を示すものであり、また、県、関係市町村、事業者及び関係団体等が目標達成に向けて取組みを進めるにあたっての指針となるべきものである。

表 3.2-64 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

項目	概要
計画期間	令和5年から概ね10年
目標設定に当たっての将来像	この計画は、「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」に具体化された「福岡県の環境の将来像」を念頭に、法の理念に加えられた「気候変動」の観点や、経済、社会及び環境の三側面を調和させる「持続可能な開発目標（SDGs）」、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」という「ワンヘルス」の理念も踏まえ、新しい時代にふさわしい「地域の実情に応じた里海づくり」を総合的に推進することにより、環境基準が達成され、生物多様性・生物生産性が確保された「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。
目標	<p>本計画の目標は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保</li> <li>②沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全</li> <li>③海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応</li> <li>④気候変動への対応</li> </ul>
目標達成のため講ずる施策	<p>目標達成のために講ずる施策は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減</li> <li>(2)下水道等の整備の促進等</li> <li>(3)底層環境等の改善</li> <li>(4)油等による汚染の防止</li> <li>(5)栄養塩類の管理等</li> <li>(6)水産資源を含む生物の生息環境の整備等</li> </ul> </li> <li>②沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)自然海浜等の保全等</li> <li>(2)海砂利の採取の抑制</li> <li>(3)埋立てにあつての環境保全に対する配慮</li> <li>(4)エコツーリズム等の推進</li> <li>(5)健全な水循環・物質循環機能の維持・回復</li> <li>(6)島しょ部の環境の保全</li> </ul> </li> <li>③海洋プラスチックごみを含み漂流ごみ等の除去・発生抑制等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進</li> <li>(2)プラスチックごみ対策の推進</li> <li>(3)循環経済への移行</li> </ul> </li> <li>④気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)監視測定の充実、調査研究等の推進</li> <li>(2)技術開発の促進等</li> <li>(3)栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価</li> </ul> </li> <li>⑤基盤的施策の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等</li> <li>(2)情報提供、広報の充実</li> <li>(3)環境教育・環境学習の推進</li> <li>(4)国内外の閉鎖性海域との連携</li> </ul> </li> </ul>

「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」（福岡県、令和6年2月）より作成

⑤ 北九州市緑の基本計画

北九州市は、平成4年度に「北九州市“緑”のルネッサンス計画」を策定し、緑のまちづくりを進めてきた。その後、平成23年度に計画を改定し、みどりの保全や緑化、公園の整備などを進めてきた。

さらに「北九州市“緑”のルネッサンス計画」は改定から10年が経過し、近年の激甚化する自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の進行、生物多様性や野外活動への関心の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれからの時代を見据えた生活様式の見直しなど、みどりを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、令和4年1月に「北九州市緑の基本計画」として改定された。

「北九州市緑の基本計画」の概要は、表3.2-65のとおりである。

表 3.2-65 北九州市緑の基本計画

項目	概要
目標年次	令和12年度（2030年度）まで
計画のテーマ	多様な主体が育む持続可能で、みどりがいきづくまちづくり
計画の視点、基本目標	<p>テーマを実現するための計画の視点（Ⅰ～Ⅲ）、視点の基礎、視点に基づく基本目標（①～⑦）は以下の通り</p> <p>視点Ⅰ 自然との共生</p> <p>①多様な生物がいきづく豊かなみどりづくり</p> <p>②みどりのまちづくりを支える人づくり</p> <p>③共生環境をつなぐみどりのネットワークづくり</p> <p>視点Ⅱ 魅力の向上とにぎわいの創出</p> <p>④みんなに愛されるみどりの拠点づくり</p> <p>⑤みどりを活用してみんなで取組む都市の魅力づくり</p> <p>⑥みどりによる健康づくり</p> <p>視点Ⅲ 安全・安心の確保</p> <p>⑦みどりによる安全で快適なまちづくり</p> <p>視点の基礎</p> <p>協働（市民協働・公民連携による花とみどりのまちづくり）</p>
施策方針	<p>基本目標（①～⑦）に対応した施策方針は以下の通り</p> <p>①-1 市街地を取り巻くみどりの保全・活用</p> <p>①-2 市街地における生物との共生環境の保全・活用</p> <p>①-3 市街地における新たなみどりの創出</p> <p>②-1 市民協働によるまちなかのみどりの確保</p> <p>②-2 みどりのまちづくりにつながる普及・啓発</p> <p>③-1 まちを彩る連続したみどりの確保</p> <p>④-1 公園種別の体系化と公園づくりの方針</p> <p>④-2 みどりによるまちの拠点の魅力づくり</p> <p>⑤-1 多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用</p> <p>⑤-2 みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信</p> <p>⑥-1 健康づくりにおけるみどりの活用</p> <p>⑦-1 みどりが有する防災・減災機能の活用</p> <p>⑦-2 みどりの安全性や快適性の確保</p>

「北九州市緑の基本計画」（北九州市、令和4年1月）より作成

#### ⑥ 北九州市都市景観条例

北九州市では、昭和 59 年に景観施策の根本としての「北九州市都市景観条例」を制定し、平成 20 年には「北九州市景観づくりマスタープラン」及び「北九州市景観計画」を策定した。また、平成 20 年には「北九州市都市景観条例」を景観法に基づく条例へ改正し、平成 21 年から施行している。

「北九州市都市景観条例」は、景観法の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、北九州が持つ自然的、社会的、歴史的条件と調和した都市景観の形成に関し、北九州市、市民及び事業者の責務並びに市の施策の基本を明らかにすることにより、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、もって美しく風格のある北九州の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に寄与することを目的としている。

#### ⑦ 北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市景観計画

北九州市では、「北九州市都市景観条例」（昭和 59 年北九州市条例第 26 号）施行以降、都市景観の向上に関する積極的な取り組みが行われており、平成 20 年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」が策定されている。

「北九州市景観づくりマスタープラン」は平成 31 年 4 月に改定され、それに沿って、「北九州市景観計画」が令和 2 年 4 月 1 日に変更されており、概要は表 3.2-66、表 3.2-67 のとおりである。

表 3.2-66 北九州市景観づくりマスタープラン

項目	概要
目標年次	令和10年（2028年）
基本理念	歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指して
目標	<p>理念を踏まえた、目標は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域特性を活かした風格のある景観づくり</li> <li>②歴史と文化を継承する趣のある景観づくり</li> <li>③ものづくりの躍動感とまちの活力あふれる景観づくり</li> <li>④身近に水辺と緑を感じる景観づくり</li> <li>⑤暮らす人、訪れる人に魅力ある景観づくり</li> </ul>
基本姿勢、行動指針	<p>景観づくりマスタープラン（平成20年7月策定）では4つの目標「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」を掲げ、良好な景観の形成を目指し、様々な取組を行ってきた。本計画においても景観づくりの具体的な取組に向けて、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めており、また各基本姿勢に関する行動指針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> <li>『知る』：市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る</li> <li>『守り・創る』：地域に根差した景観を守り・創る</li> <li>『担う』：地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う</li> <li>『高める』：景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める</li> </ul> </li> <li>・行動指針 <ul style="list-style-type: none"> <li>『知る』 <ul style="list-style-type: none"> <li>①身近な景観の大切さを発見し、認識します。</li> <li>②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。</li> <li>③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信・共有します。</li> </ul> </li> <li>『守り・創る』 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。</li> <li>②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。</li> <li>③豊かな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。</li> <li>④公共空間における良好な景観形成を促進します。</li> </ul> </li> <li>『担う』 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。</li> <li>②多様な主体が、景観づくりの担い手となり活動します。</li> <li>③多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支え合います。</li> </ul> </li> <li>『高める』 <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様なニーズに応じた景観教育の充実を図ります。</li> <li>②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。</li> <li>③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。</li> <li>④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

「北九州市景観づくりマスタープラン」（北九州市、平成31年4月）より作成

表 3.2-67 北九州市景観計画

項目	概要
基本方針	『北九州市景観づくりマスタープラン』に即して、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて策定する計画
目標	景観形成の誘導、景観の保全
基本施策、 施策概要	本計画では、市内全域を「景観計画区域」とし、『北九州市景観づくりマスタープラン』に示す景観形成の基本方針に即し、景観形成の誘導を図る区域として「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、関門景観の形成を誘導する地域または保全する地域を「関門景観形成地域」として定める。 また、自然景観や田園景観について、自然公園や風致地区などの指定により景観の保全を図る。

「北九州市景観計画」（北九州市、令和2年4月）より作成

⑧ 北九州市生物多様性戦略 2025-2030

北九州市では、豊かな自然環境を将来にわたって守り、市民と自然とのふれあいを推進することなどを目的として、平成 17 年 9 月に「北九州市自然環境保全基本計画」が策定された。その後、自然環境保全基本計画を改定する形で平成 22 年に「北九州市生物多様性戦略」、平成 28 年には現行の「第 2 次北九州市生物多様性戦略」が策定され、生物多様性の確保に向けた様々な取組が進められている。

国内外の動向では 2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までのミッションとしてネイチャーポジティブが掲げられた。2030 年にはこれらを踏まえ新たな国家戦略が策定されるなど、生物多様性をとりまく状況は大きく変化している。

北九州市ではこのような国内外の動向を反映させた「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」を策定しており、概要は表 3.2-68 のとおりである。

表 3.2-68 北九州市生物多様性戦略 2025-2030

項目	概要
対象期間	2025年度から2030年度までの6年間
基本理念	「アーバンネイチャー」×「ネイチャーポジティブ」による「都市と自然との共生」
基本目標	<p>北九州ネイチャーポジティブサイクルとして3つの基本目標を設定し、それらの好循環による都市の魅力向上を目指す。</p> <p><b>【基本目標1：生物多様性を大切にする価値観の形成】</b> 生物多様性に対する市民の理解を深め、人と自然とのつながりを大切に思う価値観を醸成する。</p> <p><b>【基本目標2：生物多様性の適切な保全と回復】</b> 北九州市の生物多様性を保全するだけでなく、回復に向けた取組を推進する。</p> <p><b>【基本目標3：自然を活用した多様な課題の解決】</b> 豊かな自然を活用した、市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の多様な課題を解決することで、市の成長へとつなげる。</p> <p>戦略の推進体制として、北九州ネイチャーポジティブネットワークを創設するとともに、その中心的機能として、北九州ネイチャーポジティブセンターを設置。</p>
主要施策	<p>各基本目標に対する主な施策例を以下に示す。</p> <p><b>【基本目標1：生物多様性を大切にする価値観の形成】</b> 地産地消の推進、エコツアー・エコツーリズムの推進</p> <p><b>【基本目標2：生物多様性の適切な保全と回復】</b> 紫川周辺の河川環境整備の推進、自然環境等に配慮したみちづくり</p> <p><b>【基本目標3：自然を活用した多様な課題の解決】</b> 脱炭素（カーボンニュートラル）社会の実現に向けた取組の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築、上下水道資源を活用したホップの栽培と地ビールの製造</p>

「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」（北九州市、令和 7 年 5 月）より作成

## (2) 自然関係法令等

### 1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法等に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国立公園、国定公園及び「福岡県立自然公園条例」(昭和 38 年条例第 25 号)に基づく県立自然公園は存在しない。

#### ② 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。また、「福岡県環境保全に関する条例」(昭和 47 年条例第 28 号)及び「福岡県自然海浜保全地区条例」(昭和 55 年条例第 24 号)に基づく自然環境保全地域は存在しない。

#### ③ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の指定状況は、表 3.2-69 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-69 対象事業実施区域周辺の特別緑地保全地区の指定状況

図中 番号	名称	面積 (ha)
1	番所跡	1.0
2	夜宮	1.3

注：1. 令和 2 年度末時点での指定状況を示す。

2. 図中番号は、図 3.2-15 の番号に対応する。

「北九州市緑の基本計画」(北九州市、令和 4 年)より作成

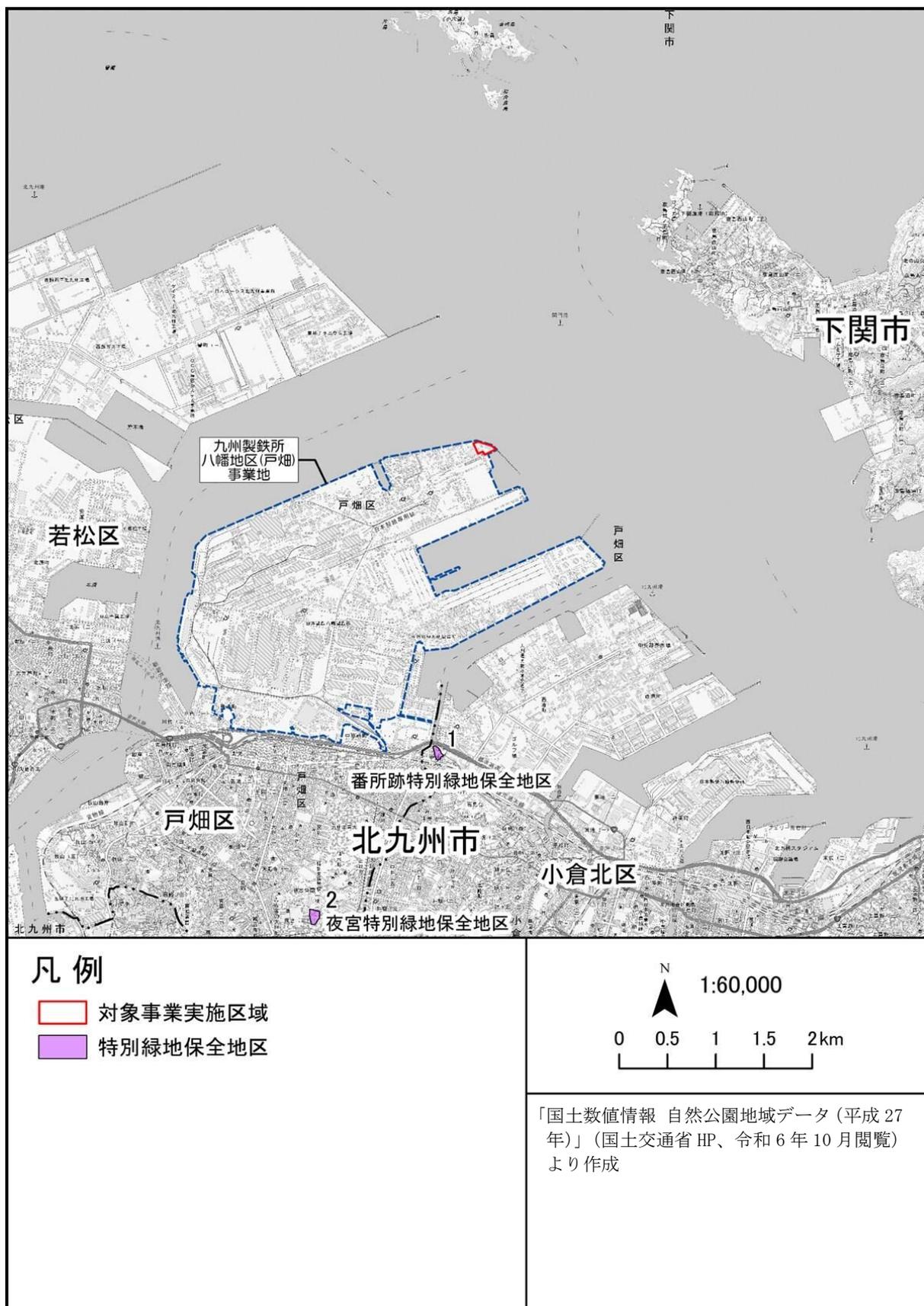


図 3.2-15 特別緑地保全地区の指定状況